

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月5日
【会社名】	酒井重工業株式会社
【英訳名】	SAKAI HEAVY INDUSTRIES,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒井 一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門1丁目4番8号
【電話番号】	東京 03(3434)3401番(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 吉川 孝郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門1丁目4番8号
【電話番号】	東京 03(3434)3401番(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 吉川 孝郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円50銭

総額148,340,738円

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株の割合で併合する。

なお、株式併合に伴い、発行可能株式総数は1億4,990万株から1,499万株に、単元株式数は1,000株から100株にそれぞれ変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（監査等委員である者を除く）に対し、既存の報酬額とは別に、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を年額8,900万円以内の金銭報酬債権として支給する。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

監査等委員である取締役に対し、既存の報酬額とは別に、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を年額1,000万円以内の金銭報酬債権として支給する。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）に酒井一郎、土井清徳、渡邊亮介、岩隈秀樹、富取幸彦、清宮一志、月本行則、菅原嗣夫、水内健一、秋元俊彦、解田昌弘を選任する。

第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に渡辺秀善、徳永隆一、吉川實を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果
 (会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成比率(%)	可否
第1号議案	28,319	111	0	97.33	可決
第2号議案	28,345	85	0	97.42	可決
第3号議案	20,217	8,213	0	69.49	可決
第4号議案	18,117	10,313	0	62.27	可決
第5号議案					
酒井 一郎	27,841	589	0	95.69	可決
土井 清徳	28,044	386	0	96.39	可決
渡邊 亮介	28,050	380	0	96.41	可決
岩隈 秀樹	28,051	379	0	96.41	可決
富取 幸彦	28,051	379	0	96.41	可決
清宮 一志	28,051	379	0	96.41	可決
月本 行則	28,051	379	0	96.41	可決
菅原 嗣夫	28,051	379	0	96.41	可決
水内 健一	28,055	375	0	96.43	可決
秋元 俊彦	28,051	379	0	96.41	可決
解田 昌弘	27,890	540	0	95.86	可決
第6号議案					
渡辺 秀善	27,867	563	0	95.78	可決
徳永 隆一	28,209	221	0	96.95	可決
吉川 實	24,574	3,856	0	84.46	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案、第3号議案、第4号議案
 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 第2号議案
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 第5号議案、第6号議案
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上